Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	キリスト教世界の成立について
Sub Title	Carolingian system as Christendom
Author	近山, 金次(Chikayama, Kinji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.3 (1968. 12) ,p.1(339)- 40(378)
JaLC DOI	
Abstract	Although Charlemagne convinced it his duty to protect the religeous as well as the political welfare of his subjects, he did what Byzantine emperors had done for the East. And no clear division could be realized between the secular and the spiritual spheres of life and of authrity in the Carolingian system, as in Byzantium. Moreover, in the rate of christianization, the West was judged "but skindeep and therefore the famous peace of the empire was nothing more than a temporary lull in the armed combat." But we must keep in mind this "temporary lull" which has been so-called ecclesiastical. There had been found scarcely other people around Charlemagne but some bishops, abbots, priests, monks or clergymen. Nevertheless, the crisis of Carolingian Empire seems to be perceived in the fact that most of them would not have been called strictly religeous, however political to the last, and too much secular, but barely spiritual, including the Emperor himself.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19681200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリスト教世界の成立について

近 山 金 次

う。 王ク 言えばその精神を伝えるラテン語が学問を忘れられない人々によつて読まれ、語られ、 確執が珍しくない。 を正当に評価するほどの人ならば必ず教会や修院に何等かの関係をもたねばならなかつた。この様な事情は、 のであつた。こうして古代の文化遺産は教会や修院に設けられた学校で承け継がれて行くことになつたから、文化 教のフランク史に見られる様な殺伐な気風が社会を風靡しているし、 それにつづくゲルマン諸部族の社会がそのままキリスト教的なものとは言い難い。西ローマ崩壊後二〇年、フランク人の る歴史的世界の成立を如何なる時期に想定出来るのであるか。古代ローマ帝国がキリスト教帝国として崩壊したとしても 立場は十字軍運動の渦巻く中世後期には既に確立するものと見てよい。然らばわれわれはキリスト教的にまとまりを見せ の側から見れば甚だ迷惑なことも生むのであつて、時には教会や修院の目的とする本来の宗教性が傷つけられる様な結果 ぬ様な無数の聖人を物語る時代であるが、これまで都市生活に依拠していた教 会生活は 社会の混乱 に押し 流されてしま 教会の動きも地方によつてまちまちであり、教皇のとり残されたローマと東方勢力の存続するラヴェンナの間にすら ロヴィスがカトリックに改宗してゲルマン諸族のキリスト教化に一つの道が開かれるが、当分の間はグレゴリウス司 わゆる「キリスト教世界」(christendom)は近代語であるとしても、 ローマ帝国の崩壊と言うことは古典文化を支えていた基盤の崩壊でもあり、 異教の残存勢力も侮り難い。教会史では由緒も分ら 異教徒の世界に拮抗するキリスト教徒と言う 写され、書かれているぐらいなも その後に残されたものと 教会や修院

キリスト教世界の成立について

る。 が中心になつて秩序の回復運動をもり上げて行つたと言う様に見ることは出来ない。 ていたからのことで、人々がキリスト教精神に充ち溢れて行動していたからではない。 会では教皇や教会がすべてのことで何かと問題にされたことは事実であるが、それは人々に話し合いの共通の場を提供 れるものが一応出来上れば、 いづれにせよローマ教皇領 ましてキリスト教的理想の世界がそこに実現したとか、また実現されそうになつたとか言う意味でもない。 いまとまりをもち始めるのに各地のキリスト教会が、とりわけイタリアのローマ教皇が大きな役割を演じたのは事実であ なければならない現象であつたとも言える。 ト教が混乱時代を通じて一般社会に浸透し、 を度外視してはその時代の歴史が理解しにくい様なことが余りにも多いのは事実である。 も避けられないのである。どうあつても宗教的とは言えない事柄にまで教皇や教会や修院が引き合いに出され、 だからと言つて、 教皇や教会が中心になつて政治、 (Respublica Romanorum) も成立し、キリスト教帝国 たとえそれが忽ち崩れ去つたにしても、そこにキリスト教世界の成立を云々し得るであろう。 混沌としたその世界にやがて秩序がよみがえつて、これまでとはちがう新し その社会の無視出来ない要素となつて歴史の舞台に登場すれば、必ず見られ 経済、文化のすべてを動かしたと言う意味ではない (Imperium Christianum) と呼ば 事実はもつと生々しい葛藤を綴る。 従つて各地のキリスト教会や修院 しかし、その様なことはキリス 確かにその し、それにも その 動

界としてのョ 動がその時点に於てキリスト教的なものと何れだけ結びつき得たか、キリスト教世界としてのヨーロッパをそのまま問 見れば確かにそうなのであるが、 スペインの如く回教圏にならないことが決つたこの日に、 七三二年に於けるポアティエの戦役はフランス史では勿論、 Ì 口 ツノペ の成立につらなるものとさえ見ようとするものもある。 当時の勇士等がその様な意識をもつてい フランク軍が守つたのは確かにヨーロッパであつた。 西洋史上で劃期的なものと言われる。 たか何うかは別問題であり、 果してその通りなのであろうか。 これが まして勇士等の行 キリス 結果から ガリア

才能すらなかつたのだと酷評する人もある。 あるのに、 と関係がないわけでは していない。 年までこの事件について全く何も聞いていないなどとは想像出来ぬことであるのに、 Historia Ecclesiastica Gentis Anglorum を擱筆している。 ど無感動であることは否定し得ぬ事実である。 力 と出来るのか何うかもまた大いに疑問の余地を残している。少くとも当時のキリスト教関係の史料がこの事件に対して殆 七三二年にはゲルマニア大司教としてのパリウムを与えたりしているが、 ル ス・マルテルスが他界するまで一切の積極的行動をさしひかえている。フランク王国に於けるカロリンガ朝の 僅か三名の史家がこれを遠慮がちに伝えているだけで、当時の史家にはこの事件の意義を正しく後世に伝える 当時、 ローマ聖庁はイギリス出身の聖ボニファキウスのライン流域に於ける活潑な布教活動に支持をおしま ないこの事件について、当時の史家がこの事件の意義をもつと誇大にかかげてもよさそうなもので イギリス中世史のヘロドトスと言われるベーダはこの事件のあつた前年に 情報蒐集に熱心な彼がその活動的な生涯を終える七三五 フランク教会の問題については七四一 ただの一言もこれについては書き残 年に 発生

中心 $col. 659 \sim 660)$ デ・ の の優れたキリスト教史家で、 した史家) 人は教養ある貴族としてフランク王国に迎えられ、 カシノにもどつてから記した Historia Gentis Langobardorum (568~744) に述べられていて、別にキリスト教世界の連帯感乃至危機感などは伝えていない。第三のもののみが 題 59~60—PL. の史家とは、 の Chronica が参照される。 XCVI, col. 第一が の続編 Fredegarius(七世紀半のブルグンド人で、グレゴリウス司教のフランク史の後をつい 「イタリア史の父」と呼ばれるPaulus Levita即ち Warnefridi (C. 第三はポルトガルの南にあるベジャのイシドルス司教の記事 1271-21) である。 Continuationes (MG. SS. rer. Mer. II, pp. 168-193) である。 前二者はともに saraceni と闘う Franci Gesta Episcoporum Mettensium の中にある記事 などを書き残しているが、モン を描くが、 (Isidori Pacensis 第二は 720~C. 800) で、 (VI, 54-PL, XCV その記事は南仏を saraceni, Ara-口 ンバルド Chroni-で記述 出身

 \equiv

り Sanctae Columbae Senonensis どうことや言える (MG. SS. I, p. 102)° Annales Laurissenses Minores bes, agmen Ismaelitarum 出来る。法外な数字を伝えているだけで、却つて事件の重要性を軽視している様な節がないでもない。要するにこれらの 書簡に基いて上げているが、 によれば、 キリスト教徒同士の裏切りさえ伝えている (MG. SS. I, p. 325)。Annales Fuldensis はカロルスの南下を強調するの の生誕を記録してもポアティエの戦役については一言も触れていない に 録している (MG. SS. I, pp. 64, 67)。それでも Annales Sangallenses Maiores では Annales Sangallenses breves, Annales Augienses に至つては全くこの事件を無視して七三四年のフリジア討伐を記 Alamannici, Annales Nazariani Tiliani や しはなかつた様である。そのことは幾つかの年代記を見ても顕著である。「カロルス、saraceni と闘う」と記す Annales 現もあり、 ス 「十月の土曜日」と言う句を加えているだけである (MG. SS. I, pp. 8-9)。 Annales Laureshamenses, Annales ル の他の戦果を記述してもこの事件については目を閉じている (MG. SS. I, p. 115)。Chronicon Moissiacense Saraceni と闘う」と記している (MG. SS. I, p. 73)。Annales Salisburgenses は東方皇帝の継承やシャールマン スの活躍を手際よくまとめて記述しているが、それ以上には出ない (MG. SS. I, p. 291)。Annales Mettenses は ポアティエの戦役を無視するが如き態度である (MG. SS. I, p. 344)。Reginonis Chronicon との時 危機の意識もないわけではないが、この頃の一般の人々には差し迫る共通の危機を痛感するだけの全体の見通 Annales Laubacenses に対し、Annales Sancti Amandi は「十月」と言う句、Annales Petaviani Saraceni この記事は全く同じ形で Liber Pontificalis I, p. 401—Gregorius II, 11 にも見ることが と闘う Franci, gens Austriae, Europenses の姿を多少詳細に記述し、Christiani の死者三万五千に対し、Franci の死者千五百と言う数字をアクィタニア公エウドの教皇宛 もそれに「ポアティエにて」と言う句を付加するのみ (MG. SS. I, pp. 24~25)、 (MG. SS. I, p. 89)。それと同じことは 「カロルス、ポアティエで土曜日 (MG. SS. I, p. はカロ Annales 553) の表 は ル 力

年代記者たちはポアティエの戦役を重視するよりか、その頃の南仏の情勢にもつと深い関心をよせているのである。

帯」(zona rigoris glacialiter)のフランク密集陣は最後の勝利を得た。敵将アブデルラーマンは殺され、 はカロルス・マルテルスの部隊に遭遇するまで、ポアティエのバシリカを焼き、 十月ポアティエの北北東スノン(Vienne と Clain の交流点)で七日間、 部を除くスペイン全部を圧えたアラブ人は七一四ー七年に南仏に入り、七二〇年にはナルボンヌをとつた。翌年からは更 もとえ引き上げた、と言うのが記録の物語る要点である。 に活躍の舞台をひろげ、 の連帯感などと言うものは東方帝国に関する限り既に問題とならない。七一一年ジブラルタル海峡を渡り、 八世紀初頭にセウタを占領したアラブ人をスペインに渡したのは東方帝国に所属する艦隊であるから、 七二五年にはカルカソンヌをとり、オタンを掠奪している。七三二年ボルドーを抜いたアラブ軍 対峙してから土曜日に交戦し、 ツール目指して進撃をつづけていた。秋 キリスト教世界 「氷の様 残余は仲間 三年後には北 に固

伐の勝利を描いているのであろう。たしかにポアティエの戦役後も回教徒の攻勢は圧えられず、(1) ラブ勢は南仏を圧えてプロヴァンスに進出を試みる。彼等は七三五年ナルボンヌを出てアルルとアヴィニョンを占領した。 南仏で手を焼いている。七三三年アブデルラーマンの後継者アブデルメリクの復讐はピレネーの峡谷で阻止されたが、ア た。さればインゲル ているのであるが、それから約三百年後の八世紀半に於ける回教徒の進撃に際しては、最早ローマ帝国はなく、 ア司教ルプスやパリの聖女ジュヌヴィエーヴがそれぞれ伝説の人となるのであり、ローマ教皇レオ一世も確かに一役演じ の動向はまちまちであり、 曽てフン人がローマ世界に侵入した五世紀半にはまだ帝国の体制が残存して居り、ガリアを救つた将軍アエティウスも 少くともそこにはキリスト教会の結束した動きが見られ、 ハイム宮殿の広間を飾るカロルス・マルテルスの壁画もポアティエの戦役を題材とせず、フリジア討 同じ様なキリスト教社会の結束を期待すべくもない。 メス司教アウクトルやオルレアン司教アニアヌスやトロ 事実その様な動きは何一つ存在しなかつ カロルス・マルテルスは 地方勢力

キリスト教世界の成立について

カロルス・マルテルスはロンバルド人をローヌ河谷に呼び入れたが、既にアラブ人は撤退していた。カロルス・マルテル スはアヴィニョンを陥して積極的な工作を試みるが、事態はなかなか好転しない。七三九年アラブ人が再び攻勢に出ると がそれぞれの地方を分割して居り、その中の若干は敢えてアラブ人と組んでいるのである。七三七年カロルス・マルテル このローヌ河谷へのカロル ない。ともかく一応、下火になつた回教徒の攻勢が再燃するのは百年後のことである。(2) スはプロ しまくられたからではない。その後、 を占領していたが、 ヴァンスに進み、 との地方がアラブ人を歓迎したことで、まだ確立してなかつたフランク人の支配権は殆ど消滅し、 宗教的内紛が相ついで起り、その烈しい攻勢は止んでしまつた。攻勢が止んだことはフランク勢に押 マルセイユに入り、キリスト教徒に叛いたものの財産を没収した。アラブ人はまだナルボンヌ ス・マルテルスの最初の遠征(七三六年)は永続的な成果をあげられなかつた。軽視すべから シャールマンはローラン伝説を残しているが、それも遺憾ながら敗戦の記録でしか 地方豪族

リクスが雷に打たれて死ぬと、その後継者ハインマルがブルグンド人を統轄しようとしていたし、サワリクスの甥にあた の地方化に対して反対の立場をとる点ではカロルス・マルテルスも全く同じであつた。野心家であつたオセー きを示すのに対して、 てロー 周知の如く、ライン流域で布教活動をしていた聖ボニファキウスは各地の司教や聖職者が自治と会議による地方的 マを圧迫した。 カロル レアン司教エウケリウスも地方勢力の確立につとめていた。これらのブルグンド人を圧えてガリアの統 ス・マルテルスであつた。彼が聖ボニファキウスの布教に声援をおしまなかつたとしても不思議はない。 ト王国の滅亡に乗じて北イタリアに勢力を張つたロンバルド人は八世紀の初頭になると相当の実力をもつ 自ら教皇の命令を実践してゲルマニアの教皇代理となり、 教皇グレゴリウス三世(七三一~七四一)はカロルス・マルテルスに司教アナスタシウスと司祭セ カトリック教会の進展につとめた。 ル司教サワ 一を達成し 教会

七四〇年にも教皇は同じ要求を繰り返しているが、どうにもならないまま、 ルギウスを派して「ロンバルド人の迫害と圧迫」から救出してくれるように頼んでいる。ところが既述の如くカロル(4) 書簡を見ても想像に余りあるものがある。(6) 解していなかつたらしい。 年に死んで、 ド人を討つことも牽制することも出来る筈がなかつた。やむなくカロルス・マルテルスは教皇使節を丁重に迎えて、 マニアを西方のキリスト教世界に組み入れるきつかけを作つた人であると言えるが、 に多くの贈物をし、 テルスは同じ七三九年にロンバルド人の兵力をかりてアラブ人をプロヴァンスから駆逐した位であるから、 これまでのところ両者の結びつきの具体的な結果は何一つ生れていない。蓋しカロルス・ コルビー大修院長グリモンとサン・ドニ修士シゲベルトスに護送させてイタリアに送りかえした。 当時のフランク教会の惨状は聖ボニファキウスが教皇ザカリアス カロルス・マルテルスも教皇もともに七四一 彼は自分の仕事の重要性を十分に理 (七四一~七五二)へ送つた マルテル スは ン これ ス・ ノヾ ル

ウュ て、 シチリア生れのギリシア人として政治性のあつた教皇ザカリアスはフランク人のガリアに於ける効績を高く評価してい けてフランク教会の改革に着手する。七四七年カルロマンヌスは一切を弟にまかせてローマへ行き、(7) 七四六年のアラマンニ人虐殺のショックだと言われている。七五一年三七才のピピヌスは曽てウィリブロ 力 サン・ドニ修院で育てられ、 カリアス教皇に ツブルグ司教ブルカルドス ルス・ 実権をもつものは、 ルテルスの二子、 ソラクテ山 「当時のフランキアに存在し、王の権力もないのに王の名をおびるもの」 権力のないものよりも王と呼ばれるに適しい」と答えている。年代記者は記す、(ヨ) (ローマの北) 教会に深い理解をもつた人であるが、 カルロマンヌスとピピヌスとは地方の叛乱を圧えると聖ボニファキウスの呼び (聖ボニファキウスの弟子)と司祭フルラドス(後のサン・ドニ大修院長) に修院を造つていたが、 この時ローマ教会に歴史的な歩み寄りを見せ 七五〇年頃モンテ・カシノに入つた。その について問い ザカリアス教皇によ ルドスより受洗 糾してい を使者に立 「秩序が乱

キリスト教世界の成立について

られて人々に喝采されるのが普通であるが、これにキリスト教的祝別が加つて戴冠式となつたものであろう。(5) 教的特色を指摘した。ともあれキリスト教以前の王や指導者は選ばれると楯にのせられるか、或は有力な仲間の肩に Minores (MG. されないように教皇は使徒の権威によりピピヌスが王位につくことを命じた、」と。この記述は Annales Laurissenses はユデア的風習を再現したものだとも言われ、(3) 院に入つた。こうしてメロヴィンガ朝は消えた。新王朝の年代記者は口をそろえてこの選出が古式にのつとつたものであ 等の祝別と、諸侯の服屬とにより、妃ベルトラダとともに王位につけられた。キルデリクス三世と王子とは剃髪されて修 意義を強調するのは、 ることを繰り返し強調し、教会側も聖ボニファキウスを頭とする諸司教列席の下に聖油をもつて王を祝別している。これ らぬことを物語つていると言えよう。ピピヌスはスワソンに集会を催し、七五一年十一月、全フランク人の選挙と、 Romanorum, I, a. 751, p. 268)、カロリンガ朝の発生が教会と結びつくと言うよりも、 の動きは地方教会との結びつきよりもアルプスを超えて教皇との結びつきに力点がおかれていることを看過してはなるま し教皇がそんな命令を出すことはあるまいからこの記述の真偽を問題にするものもあるが(Jaffé, Regesta Pontificum したものであること、 SS. I, p. 116) そこに宗教的特色を見ようとするからであろうが、時あたかもフランク教会改革の前夜であり、 その選出がフランク人の軍隊に囲まれた古式にのつとつたものであることなどを伝えている。 になると一層詳細且つ明瞭になつて、 マルク・ブロックはスペインの西ゴート王国にしか知られていなかつた宗 この動きがフランク人の宮宰の懇望によつて実現 教皇との関係で考えられねばな 特に聖 しか 司教 油 の ح 世 0

0 ところでその教皇を囲む当時のイタリア情勢は安泰と言う言葉から程遠いものであつた。 (五六八年)からデジデリウスの敗北(七七四年)まで約二世紀に亘つてイタリアを支配するが、 ロンバルド王国はアルボイ 最初これに接触

(1)

威からもよく分るが、 ヌスの子孫の中から王を選ぶべきことが命ぜられた、と言う。 ヌス はこの様な東方帝国に対する配慮もないわけではないのである。 けねばならない。 ⁽³³⁾ はその実力による成果にやがては帝権の衣を着せ、終にはそれを東方帝国に承認させるシャールマンの晩年まで交渉を続 初のうちこそフランク王は Patricius Romanorum であるが、 はやがて教皇領の献呈となつて具体化する筈であつた。そうなると帝国領をそのまま継承し領有することになるから、 するには 王自らの出馬を期待する以外に何の希望もなく、国王の側から見れば実力ある地方勢力の抬頭を制して王号の尊厳を維持 マ公領の維持を約束している。、ピピヌスは七月二十八日サン・ドニで改めて教皇から家族もろとも祝福をうけ、(2) 会議では、 で過すが、 は征服地の譲渡を約束せざるを得なかつた。アイストルフスを信用しない教皇は譲渡の実施を監督してくれるようにピピ であろう。 束でしかなかつた。だからこの約束には首をかしげるものもいて、 両者の結びつきは善意にもとづく約束の域を出ぬものであり、即ち教皇の側から見れば不安なイタリアの実情はフランク を保証するだけの政治力も経済力も宗教的権威も軍事遠征も実現されていたわけではない。凡ては見込みの上に立つた約 (モンテ・カシノ修士) ローマ かなりの反対を押し切つてロンバルド遠征が決議されるとともに、はつきりとラヴェンナ総督領の返還、 フランク王国とロンバルド王国の間には再三交渉が重ねられ、 ともあれ Patricius Romanorum を囲む遠征軍はアルプスを超え、ロンバルド人を制圧し、 教皇の祝福ほど効果のあるものはなかつたのであろう。両者の利益はここに固く結び合つたが、 フランク王が遠くバグダッドに住むハルーン・アル・ラシッド王と使節を交換したりする動きの背後に この問題はフランク王にとつては実力による解決即ち討伐しか考えられず、従つてピピヌスの を使者に立てて交渉の打開を図つているが、 この祝福が教皇の大病をした前であろうと後であろうと、 老令の教皇は健康を害し、そのまま冬をサン・ドニ修院 東方帝国との関係を儀礼的なものではすまされず、 既述の如く遠征の決議にはかなりの抵抗も見られたの 何れも成果を見ない。 殊にロンバルド側はピピヌス王の兄 七五四年春クィエル アイストルフス カルロ 爾後ピピ まだそれ 口 l 西方 遠 マ 0 征

れる。 は、 ド 囲され、 ドニ大修院長フルラドスに、 フランク人全部に当てたもの、 フランク軍が撤退すると再び掠奪を始め、教皇はその苦悩を二通の書簡に認め、第一のものを自分に随行して来たサン しい 口 人討伐もあつたのである。 教皇ステファヌス二世がローマにもどつたのは七五四年十月末のことと思われるが、 ンバルド人自らであり、ローマ教皇でもなければローマの地方勢力でもなく、またそれを支援するフランク勢力でもな のであつて、 第一が教皇から国王へのもの、 口 教皇は求援の使節 ーマ側からすればこの苦衷が予測されたからこそ、七五三年の教皇のアルプス超えもあり、 に向い容易ならざる緊急事態を訴えたものである。これら三つの書簡は何れも二月末に記されたものと推(%) 断じてロ ーマ教皇領 (オスティア司教ゲオルギウス他二名) を海路によつて派遣した。 使節の持参した三通 第二のものをノメンタヌム司教ウィルカリウスに托した。七五六年一月一 しかしまたロンバルド側に立てば、 第三は特に使徒聖ペテロ 第二が教皇をはじめ「苦境に立つ」(in afflictione positi)聖俗のローマ人全部 (Respublica Romanorum) (Ego Petrus apostolus) の名に於て教皇とローマ教会がフラ 東方帝国が衰頽するのに対し、その役割を継承すべ などを許容することは出来なかつたのであろう。 アイストルフスの方は予想 七五四年のロンバ 日口 ーマは敵に包 の如 測さ から ル

ヴィ していることは注目に値する。(30) 更にピピヌスにも会い、ラヴェンナその他を「帝国政府の手にとりもどそう」(imperiali concederet ditioni) 外に問題となるものはなく、 が皇帝としてはローマ周辺に於て最早その実権の存在を示す機会も方法もなく、 ンガ朝からカロリンガ朝に移行したのと相似たものをもつ。もしそこに実力の発動を必要とすればピピヌスの兵力以 ーマ側の苦悩の訴えは聞かれ、ピピヌスはアルプスを越えたが、この戦闘の最中に東方帝国の使節がローマに来て、 その発動理由は対内紛争の解決と言うことになる。(31) ローマ周辺の実質的な支配者となつた教皇は東方皇帝の首権を明確に否定したわけではな 恰もフランク王国に於ける実情が と努力 メロ

キリスト教世界の成立について

ロンバ 記がその内容を告げてくれる。それによるとコマッキオとラヴェンナに次いで北のフォルリから南のイェジとシニガリア(ミヌ) れている。Donatio Pippini と言われるこの贈物の表と言うものは今日残存しない。 これらのものは町から町をロンバルド人の委員とともに巡回し、それぞれの町の鍵と人質と貴族 (primati) の代表を差 し出させた。彼等はローマにもどると聖ペテロの告白場にピピヌス王の教皇庁への贈物の表と町の鍵とを置いたと伝えら に至るまでの海からアペニン山地までを含む。marca(国境兵備地帯)とやがて呼ばれることになる地域やアンコナはフ ンサ、イモラ、ボロニャ、フェララとともに含まれていない。 新しい講和条件は前よりも一層厳しいものとなり、コマッキオの譲渡が付加され、賠償がとられ、フランク人に対する ルド王の貢税が再生され、その条約実施を監督するため大修院長フルラドスが部隊とともにイタリアに留置され しかし教皇ステファヌス二世の伝

次の教皇パウルス一世(七五七~七六七)の時になつてもこの交渉は難航をつづけている。(ヨ) コナ、オジモ、ウマナ等(リウトプランドスの占領したもの)の譲渡を約束しながら、(33) 七五六年アイストルフスが死んでその後継者デシデリウスが王となり、七五七年フェンサ、イモラ、 フェンサとフェララしか渡さず、 フェララ及びアン

標としているものが北イタリアを挾んでローマとの連繫であることは多言を要しない。そのローマが聖使徒の座と言う古 条や七五六年秋の Decretum Vermeriense を開いても、七五七年五月の Decretum Comendiense を読むだけでもそ の内容の充実に苦しんでいることが分り、その苦闘はゲルマニアの布教とともに当分つづくのであるから、ピピヌスの目(ポ) 教世界の基礎をおいた。当時のフランク教会の実情は七五五年の Concilium Vernense を見ても、 はないが、教皇と連繫してフランク教会の再建につとめるとともにアクィタニアの統治をかため、未完成ながらキリスト い伝統をもつとは言うものの、 教皇の力をかりて新しい王朝を開いたピピヌスは七六八年九月二十四日に五四才で死ぬまで一度もローマへ行つたこと 周辺に渦巻く地方勢力の動向は不定で、それを圧えるに足るだけの実力もない東方帝国 同年秋のメスの七箇

様に、 ところでロンバルド王デシデリウスは七五八年頃からはラヴェンナの回復につとめる東方帝国と組んで行動して居り、 ्र 管理下にあり、 外交が雲散霧消して行く経過を物語る。折しも西方の回教圏では内訌がつづき、その方面からのさし迫る危険が一 Carolinus 帝国とロンバ ようとしたり、 の後ピピヌスもイタリアの平和を希うの余り、妥協案を出して教皇にスポレトやベネヴェントに対する保護権を放棄させ 問題が意外にも実力だけで簡単に解決出来るものでなく、東方帝国との困難な折衝を重ねなければならない羽目に落ちた。 小さなものでなかつた様である。 反感をかつているばかりでなく自分らの内輪もめでも分裂対抗に明け暮れて居り、 決を最も困難にする伝統的な動きは兄弟による遺産の分割相続の風習であつた。 の活躍を可能にしている動きの出発点には教皇に支持された戴冠式があることを否定し得ない。ところがこの名目上の解 於てアウストラシアの豪族の域を出ないカロリンガ家がフランク王を名のり、 にこれを服屬させた。この路線はそのまま次のシャールマンによつてサクソニア遠征に踏襲されている。 が常で、 ただピピヌスが極めて常識的な人であつたから、 東方から送られて来る神学者まがいの使節にも耳を傾けなかつたことはもつけの幸いであつた。要するに ピピヌスは教会の保護を名として七六○し七六三年、 その至難な動きは時に兄弟の死去や修院入りによつて解決され、或は王号を超えた帝位につくことによつてそ (MG. EP. III, pp. $507 \sim 558$) ル 彼我の領域にあるそれぞれの利権を相互に尊重させることにつとめたりしている。 その東方帝国の衰運に乗じてイタリアの南北を圧えて意気軒昻のロンバルド人は粗暴な性格 ド人の妥結のみならず、聖画像破壊運動をめぐつて東方帝国とフランク王国の接近をも憂慮せねば ローマ教皇の切実な訴えによつてイタリアに介入させられたカロリンガ朝の諸王はこの の伝える教皇パウルス一世の書簡(no. 12-43)は実のともなわぬ東方帝国の 教皇の訴えにひきずられてイタリアの領土問題に深入りしなかつた 七六五し七六八年にかけて毎年アクィタニアに出征 西方に於けるキリスト教会の擁護者として 公私の利害はここに於て極端に対立する イタリアに於ける生活の不安は決 ローマはこと暫く東方 ともあれ実力に から地方民の 時や Codex して遂 ならな じて Z わ

にかけての歴史を概観するのみで自ら明らかである。 のキリスト教的使命が高揚されようとも、一般社会に与える動揺に少なからぬものがあつたことは八世紀半から九世紀半

予測するが如きは全くいわれのない妄想である。Einhardus の ンバルド王女と結婚するが、これから数ケ月を経ずして両者の関係はまた不穏になる。両者とも曽て教皇により王位の相(3) カルロマンヌスは共同に二年間、 た。両者ともその条件を入れて、銘々自分にあてがわれた通りに王国を二分して受けた。非常にむづかしかつたが、この を見ても「フランク人は厳かに総会を開き両者を王としたが、王国全体を同じ位に分け、 続者として祝福されてはいたものの、キリスト教的な要素が両者の即位に強く動いて彼等をつつましく行動させたなどと と記されている。 いた部分を、 九年三月、弟は兄のアクィタニア遠征を支持しない。両者は七七〇年初頭に一応妥結し、兄は教皇の反対をおし切つてロ(%) に王国を東西に分け、 致は保たれた。その仲を裂こうとするものがカルロマンヌスの側に多く、戦争で片づけようと言うものさえあつた。… アクィタニア遠征の末期にピピヌスは自分の死の近きを予知して二人の王子(後のシャールマンと弟のカルロマンヌス) カルロマンヌスは叔父カルロマンヌスの治めていた部分を、それぞれうけとつて支配すると言う約束であつ 教会が王を作るなどとは誰も考えていない。 そのために父の死後、兄はノワヨン、弟はスワソンで登位した。両者の協力は半年と続かず、 王国を統治してから病歿し、カロルスは弟が死ぬとフランク人全部の同意で王とされた」 Vita Karoli Imperatoris, 3 (MG. SS. II, p. 445) カロルスは父ピピヌスがもつて

と教皇がフランク王によつて Respublica Romanorum 撥したものか、 ーマでは七六七年六月二十八日教皇パウルス一世が死ぬと、 その指導者たるトト公は自分の弟コンスタンティヌス二世を推挙して七月五日に登位させた。(4) の管理権を保証されたことはローマ周辺の貴族の発言権をも増 周辺の貴族はこと暫く続いていた聖職者の官僚政治に反 これを見る

れるのである。

の始まりとなつた。 辺には顔見知りもあり、 接交渉に入る。 教皇に会つてロンバルド王が領地返還の意思をもつことを伝えている。こうして道をあけられたロンバルド王は教皇と直(タロ) 聖ペテロからラテラノにもどるとクリストフスとセルギウスとは業々しく身を固めて敵の謀叛を云々し、それをなだめる ド王はヴァチカノに近く陣を張り、教皇を会談に招いた。教皇は聖ペテロに行き、またラテラノにもどつた。これが内乱 名の司教が城門に現れ、 のに教皇は苦心したが、 ストフスとセルギウスは警戒をゆるめず、近在の殊にペルジアから部隊をローマに呼びよせ城門を固めていた。 は七七二年二月三日に死んだが、それより八日前、 父子を敵の手中に残したままラテラノに帰つた。その夜アフィアルタとロンバルド王は父子をつれ出して聖アンジェ 橋側で彼等の眼をえぐつた。クリストフスは三日後に死去、 教皇選挙に一応のすじを通したとは言うものの教皇ステファヌス三世はフランク王とロンバルド王の接近に憂慮してい と言うのもフランク王の母ベルトラダは自らイタリアに赴いてロンバルド王女との婚約をととのえるとローマ のせられて、 生殺しのまま埋葬させた、と言われている。 七七一年の四旬節には「祈願のため」(orationis causa)と称し、巡礼としてローマに現れる。 その夜のうちに聖ペテロへ出向いた。翌朝、 暫く前からアフィアルタとクリストフスの対立でローマは二つの陣営に分れていたのである。 殊に cubicularius のアフィアルタとは懇ろであつたと言う。ロンバルド王の到着を知つたクリ クリストフス父子が聖ペテロに出頭することを命じた。当然、父子はためらつたが、 騒ぎがおさまらないのでロンバルド王の許へまた出かけた。間もなく教皇からの使者と称して一 教皇の弟ョハネスとアフィアルタとはセルギウスを牢から引き出して セルギウスはラテラノの牢に一年間も入れられてい 教皇は聖ペテロでロンバルド王列席の下にミサをすますと 部下の裏切 教皇の周 た。 ロンバル 教皇が へ向い

既述の如くアルプスの北では七七一年十二月四日カルロマンヌス王が死んで、王妃ゲルベルガと遺児二名が残された。

より安全であつたからであろう。 が教皇直属になつたことを看過してはなるまい。それは彼等の土地がロンバルド領であるよりは教皇領であることの方が 部隊を召集し、二隊に分れてイタリアに侵入、ヴェロナを陥してパヴィアを囲んだ。この時ロンバルド側についていたス の代償に黄金の提与まで約束するが、それでもその申し出は拒否されている。七七三年五月シャールマンはジュネーヴに(゚ロ゚) とサン・ドニ大修院長グルファルドス)がイタリアに現れ、 ボまで来たロンバルド王は南下を断念してパヴィアにもどった。折しもシャールマンの使節(アミアン司教ゲオルギウス(53) 兵を城下に集結し、万一に処しての戦備をととのえ、もしロンバルド王が進軍を続ければ破門すると宣言した。ヴィテル とするが、教皇は領土の返還を前提条件にしてこれに応じようとはしない。この模様を伝える使者は七七三年一月シャとするが、教皇は領土の返還を前提条件にしてこれに応じようとはしない。この模様を伝える使者は七七三年一月シャ を憂慮していると、ロンバルド側は積極的に出てフェララ、コマッキオ、フェンサを占領し、七七二年三月末その部隊は 続をふんでいるから、その登位は凡ゆる点で人々を満足させた。教皇がゲルベルガの逃げ込んだロンバルド王国との関係 ルマンの許に着いている。カルロマンヌスの遺児を伴い、ローマに南下する態勢を示したロンバルド王に対し、教皇は民ルマンの許に着いている。カルロマンヌスの遺児を伴い、ローマに南下する態勢を示したロンバルド王に対し、教皇は民 ラヴェンナに迫つている。教皇はクリストフス父子事件の責任者の始末をつけると父子のために聖ペテロで丁重な葬儀を 教皇ハドリアヌス(七七二~七九五)はローマ地方の名門から出てラテラノに育つた人で、その選挙は堂々と正式の手 ト公領とベネヴェント公領が解体し、その中の都市が教皇に恭順を誓つて、その地方一帯の ロンバルド王は頑として応じようとしない。この通知をうけたシャールマンはロンバルド王に使者を派してその譲渡 ロンバルド人とは全く手を切る態勢をとつている。ロンバルド王としては教皇とまた会つて対フランク政策を組もう しかしシャールマンがサクソニア遠征をさしおいてイタリアに部隊を入れたのはキリス ローマに赴き、更にパヴィアにも出て領地の譲渡をすすめる 「住民」(habitatores)

キリスト教世界の成立について

たから(4) 配権 ら始めてシャールマンはローマに入つたが、それは復活祭後の水曜日であつた。その日(四月六日)、教皇はシャールマン(58) 聖ペテロまで歩いた。 教皇はこれをブラッチアノ湖まで丁重に出迎え、 させているのであるが、それは結果に於てキリスト教世界を成立させる教皇と国王との連繫を固めるのみであつた。 は もしこれが文字通り実施されるとロンバルド王領を大きく削つて殆どイタリアの四分の三が教皇に所属する筈であつた。(6) でいた。 が父や弟とともに七五四年クィエルシで認めた文書を提示しその実施を求めたが、この時シャールマンは「前と同じ内 イタリアの運命もフランク王国のあり方も一変せざるを得なかつたからである。こうして目前の利害が彼等を駆つて行 ト教会の危機を感じたからではない。 いた総督領その他に加えてスポレト公領、ベネヴェント公領、全トスカナ、 ⊗ J (ad instar anterioris) たう中をローマ郊外に着いた。 周知の 部を圧えて離さなかつたことは注目に値する。 ヴィアは六月にシャ ヴィアの攻囲は七七三年九月から七七四年に入つても続き、シャールマンは復活祭が近づくとローマに巡礼をした。(56) に変えたとも言われる。 事実である。 また総督領は北西にひろげられてパドワの南にあるパルマ、 教皇は聖職者等とともに階段の上でこれを迎え、中へ入れた、と言う。両者が互に誓約を立ててか 同様な事情はスポレト公領やベネヴェント公領は勿論、 1 ルマンの手に落ち、 寄進を自分の名で認めている。その内容は七五六年フルラドス大修院長が聖ペ(タル) この際、 これは総督に対する歓迎と同じであつた。十字架の群を見るとシャールマンは馬を下り、(50) もしロンバルド王がカルロマンヌスの遺児をもり立ててローマを手中におさめれ ラヴェンナ教会がその伝統的重要性を固執して独自の動きを保持し、 彼はロンバルド王を称する。 王は聖土曜日にローマの民兵と子供等が棕梠を手にして並び讃美歌をう 口 ーマ教会が既に七世紀からこのラヴェン レッジオ、 この時から彼は コルシカ、 キウジ公領やフリウリ公領にも存在してい マントワなどを含むものに ヴェネティア、 口 ナの動きと苦闘] マに対する保護の義務を支 イストリアを含ん になっている。 なお教皇領 テロの墓 してい たこと に置

その背後に動く東方勢力を無視することが出来ず、

教皇ハドリアヌスは教皇領の動

向について少なからぬ配慮を

マギナリウス(後のサン・ドニ大修院長)を残した。 王女との婚約を成立させている。サビナ領(patrimonium Sabinense)は明記してその権利が教皇のために復活された(な) の幼帝コンスタンティヌス六世(一〇才)の摂政をする帝母イレーネからもシャールマンの許に使節が到来し、 余りない。この時、王子ピピヌスは受洗してイタリア王となり、王子ルイはアクィタニア王として聖油をぬられた。東方(6) 謀叛を企てた様である。シャールマンは七八○年のサクソニア遠征がエルベ河畔に及んだのでその年のクリスマスをパヴ(ધ)(ધ) にかかわらず実施が困難で、これを監視させるためにシャールマンはイタリアにイッテリウス(聖マルタン大修院長)と ア、ガエタ、テラキナでの紛争を伝えている。ベネヴェントのロンバルド人はシチリアの東方勢力と組んで教皇庁に真の にも叛乱が起きた。イタリアの教皇も苦情をシャールマンに訴えている。相ついで出される書簡はイストリア、カンパニ(6) (6) ィアで迎えようと家族を同伴してアルプスを超えた。こうして七八一年の復活祭をまたローマで過すが、この時の記 ャールマンはサクソニアを一応服属させたものの、七七八年のスペイン遠征は大失敗、この敗戦に乗じてサクソニア フランク

聖ペテロその他の屋根を修理するために大梁や錫をシャールマンに要求している。東方からの連絡で教皇はバグダッドの聖ペテロその他の屋根を修理するために大梁や錫をシャールマンに要求している。東方からの連絡で教皇はバグダッドの この情報をすぐフランク王へ伝えた。これらの動きを見れば教会をめぐる共通の利害がこの頃になるとまぎれもなくアル カリフのマージ ドリアヌスは感動してシャールマンに祝福を送つている。 様である。七八五年末になると叛乱の将、 七八三し七八五年はサクソン人の叛乱の鎮圧にあてられている。恐ろしい弾圧が組織され、ヴェルダンで虐殺があつた マ世界でこの成功に対する感謝の祈りを命じている。この頃、教皇庁は教皇領の存在にもかかわらず財政が窮乏し、(26) (ハルン・アル・ラシッドの父)が小アジアに浸入し、フリギアのアモリウムまでおしよせたことを知り ウィティキントが降服して受洗を求め、その吉報がローマに伝えられると、 教皇はシャールマンの希望に答えて六月二三、二六、二八日、

その目的は東方帝国の陰謀とからんで動くベネヴェント問題の解決で、シャールマンは人質をとると復活祭までにロー プスの南北を結んで一つの世界を作り出していることが分る。シャールマンは七八七年初に第三回目のローマ にもどつている。 同様な謀叛を繰り返すバワリアもシャールマンはその年の秋の遠征で完全に征服した。 訪問をする。

を鋳造し、官吏を駆使している。(タヒ) に か、 V) アを保有することになつたが、 よつて現地の紛争に一 俗権が必要であつた。実情の判定は屢〻困難を極めた。 の城壁を固め、 のである。これこそカロリンガ朝の王と教皇との間に爾後繰り返される「愛と誠実の」約束の核心である。 ろが教皇については全く別でシャールマンはその指名もしなければ確認さえもしない。 右するところであつた。 るから或る程度の地方自治を容認せねばならぬが、 とは彼のイタリア管理がローマ教皇領に対してのみは他と区別されていると言うことであろう。スポレト公やベネヴェン ト公などはもともとシャールマンの官吏たるべきもので事実上の家士(Vassus)である。何せ遠いイタリアのことでもあ 七七四年以来 Patricius Romanorum であるとともに Rex Langobardorum であるシャールマンの度重なる出 ラヴェンナ総督領やペンタポリスの地方、更にアドリア海岸とローマをつなぐ中間地帯のアメリア、 教皇は俗権に対しても聖使徒の代表として一切の権利を行使する。 東方帝国の衰微によるものか、 水道を修理し、名目上は東方帝国と断絶しなかつたものの七八一年からは教皇の年代で教書を出し、 応の解決を得た教皇は中世を通じて一八七○年まで存続するローマ周辺の直轄領を確保するととも つまり彼等は彼の名に於て統治したのである。 スポレト公領は圏外におかれるごととなつた。シャールマンの行動を通して確認されるこ しかもなおこの奇妙な領地では何等かの形で暴力が動くとそれを阻止してくれるだけの 何れにせよ、 シャールマンは事実上の権威としてこれを確認し保護しようとしている 勿論シャールマンの権威に服するもので、その選任乃至相続は彼の左 教皇庁の問題に初め積極的な関心を示さなかつたシャールマンも これまで残存した東方的要素は払拭された。 その直接原因が その登位についても何等干渉しな Donatio Pippini トディ、ペルジ 教皇は によるもの] マ

事の重要性を意識したものか、ラヴェンナ大司教の選出に代表を送る権利を要求したりして教皇に拒絶されている。(や) 時しのぎに生きるより他に致し方のない時代にいた人々であることを忘れてはならぬ。それは原理原則をうたえない妥協 て居り王は事実としてその様な直訴を歓迎したらしい節もあるのである。(88) ドリアヌスが死んで新しい教皇レオ三世 産物であつたと言える。 ル 応の落着きを見せたイタリアに対してシャールマンはその後、 イタリア問題に無関心であつたわけではなく、 (七九五~八一六) 教皇庁の役人や地方官吏がシャールマンに直訴する道は開 が選出された際にも全然それには無関係である。 殆ど干渉を試みた形跡がない。 要するにフランク王も教皇もこの様な暗默の 七九五年末に教皇 しかしシャ かれ とう

の

でにないこの新しい動きは何う解釈されようとも、 前まで来ると兵士等がかくれ場所からとび出して教皇に襲いかかつた。周囲にいた人々は兵士を恐れて逃げた。 つたが、 音史家の祝日の祈願祭 ル 前の教皇の遺族を中心とする反抗運動のため思わぬ妨害をうけていた様で、 登位後まもなくラテラノ宮に大広間 (triclinium) を造らせている。(※) 約をうけるように申し送つている。その結果としてアンギルベルトス(81) 記者の伝えるところによると、この時、 の模様をシャー 七九五年末、 ルグ司教アルノもアル 途中で二名の高官 教皇となつたレオ三世は前の教皇をはじめその周囲の聖職者等に人望のあつた人であるが、 ルマンに報告(decretalis (行列とミサ) に大事件を起した。行列の出発するルキナの聖ラウレンティウスまで教皇は馬で行 (前教皇の甥パスカリスとカンプルス)(85) クィヌスにローマの紛争を伝えている。(81) 教皇はフランク王にその要人 cartula) 教皇庁とフランク王国との関係の緊密化を示すものであろう。 Ų 聖ペテロの祭壇の鍵とローマの旗を送つている。 に迎えられ、 教皇レオ三世は人望のあつい人だつた様であるが、 彼等の陰謀は七九九年四月二十五日即ち聖マ (optimates) の一人をローマに派遣して人々の誓 (聖リクィエ大修院長) 七九八年夏ローマにパリウムをうけに来たザ 聖ステファヌス・シルウェステル修院 が派遣されている。 早速その選挙 フランク年代 教皇は ルコ福

び 場所がこの聖エラスムス修院だと言うことである。(%) et linguam eruerunt うが、十一月二十九日のローマ入城は更に派手なものであつた。この時の記事が図らずも八世紀末のローマ ることは出来ない。 さんざん打擲し傷を負わせ、 スカリスとカンプルスにより乱暴につかまえられて地上に投げ出された。人々は教皇の眼をえぐつて盲目にし、 をうけたスポレト公ウィニキスは部隊をつれて来たが、 同じ乱暴をするのに祭壇まで何故はこぶ必要があるのか、不信の輩と呼ばれているものが何故その様な面倒をあえてした 出来ない。 ようとしているのであろうが、そこには思わぬ流血とうまく行かなかつた事の重大さに動転している陰謀者の姿しか想像 とか言う句を何う言う風につないで解釈しようとも、 て街路に棄て去つたと言う。 に逃亡されてしまうことになり、 つぶすことに失敗したばかりでなく、 王子ピピヌス のパデルボルンにあつて新しい遠征 も全く分らない。 教皇はかなりな数の司教と伯とに護られてローマにもどつた。 度、 街路に打ちすてたものを、また修院の祭壇まで引きずり込んで乱暴したのが同一人だとは記していない。 (イタリア王) たしかに打たれて傷つき血が流されても oculos evellere, lingua praecisa と言う句を bis oculos と重ねて記す目的は、 暴徒は結局、 流血で半殺しにしてからその場に棄て去つたと言う。 不信の輩はその後、教皇を修院の祭壇に引き込み、 が途中まで出向き、 その失敗の上塗りをしている。 教皇の身柄を盗みとられぬために夜中に聖エラスムス修院に移すことによつて教皇 極めて正確な指示に従い、 の準備をしていたフランク王はケルン大司教ヒルデバルドスを派遣して教皇を呼 爾後の教皇の視力も口舌もある平然たる行動と結びつけて奇蹟を印象づけ 教皇は若干の忠実な仲間によつてそこから聖ペテロに移された。 また王自らもこれを宮中に盛大に迎え入れたと伝えられてい 要するに他人の噂さ話をまとめた内容を或る程度以上に明確に把え 暴徒が既に市を圧えていて何も出来なかつたと言う。 銘記すべきは教皇の視力と口舌の回復が かなりな仲間をもつていた様であるが、 途中の歓迎はまるで凱旋行進 祭壇の前でまた両眼と舌を残酷に切 て の conati sunt とか の様であつたと言 記録され 教皇の眼と舌を の構成要素を dimiserunt 舌を切つ ゚サクソ そ

或る程度まで物語つてくれる。

Langobardi)がともに教皇帰還の喜びを分ち合つたと言う。 族の夫人)とCouniversae feminae(一般の夫人)とCoscholae peregrinorum 人々であり、 先づ臼 proceres clericorum(上位聖職者)と呼ばれる司祭と主要な助祭で、これは教皇庁の主要な役職についている **3** sanctimoniales (武装した市民全部)が上げられている。 医 universus populus Romanus (非武装の全市民) 口 cum omnibus clericis (一切の聖職者の群) に曰 optimates et senatus (要人乃至貴族) と回 cuncta (修道女)と diaconissae (助祭の妻) も上げられている。 更に出 nobilissimae matronae (貴 (居留民—Franci, Frisoni, Saxoni, がこれに加えら

Canones 取扱われるべきものであつた。アルクィヌスは七九九年八月、ザルッブルグ大司教アルノへの書簡でシル(タロ) 理由の一つに海賊の侵入があることを見のがすわけには行かない。 ともかくその裁決はシャールマンに委せられた。ところがそのシャールマンが八○○年になつてもガリアを動けなかつた アルクィヌスとしてはその様な無責任な悪口雑言をとり上げて教皇を裁く人々の権威に大きな疑念をもつたのであろう。 ル ル 妙なことにこの教皇に関する事件については敬虔なアルクィヌスの助言が敬遠されて、シャールマンはパデルボルンに も法外なものであつたらしく、 の座は万人を裁くが、 クィヌスを呼ばず、 ノをはじめ諸司教、 陰謀仲間は教会財産を掠奪すると教皇に対する非難に狂奔していた。彼等は確かに謀叛人、大逆罪を犯したものとして(80) によれば、 一人の教皇の裁判には七二名以上の証人が必要であること、また他の 誰にも裁かれないものだ」とし、人々がかかわつている方法の危険であることを示しているが 諸伯による)ではパスカリスとカンプルスの仲間が動機について尋問されたが、 ローマでも政治的処置に終始している。 その詳細についてのアルノの書簡はアルクィヌスの手によつて焼かれたと記されている。 ローマに於ける陰謀事件の審問調査(ヒルデバルドスやア アル クィヌスも同じ書簡 Canones (MG. Ep. IV, によれば その累述は余りに ウェス p. 309) や 「聖使徒 テル の ア 奇

王国の年代記もその外面的経過をよく物語るが、有力者を動かしている原動力については沈默している。 月末のことであるが、この第四回目のローマ入りについては凡てが曖昧で神秘的である。Liber Pontificalis もフランク 異教徒の船が大洋の島々をぬけてアクィタニア海岸を荒したことを伝えている。 .た。シャールマンがイタリアへ赴く意向を示すのは八月初で、ローマに着いたのは教皇の帰還から一年以上も経た十一(st) 北方人の活躍が漸く盛んになろうとして

tate, summoque honore suscepit と言つたりしている (MG. SS. I, pp. 188~189)。教皇レオ三世は前教皇と同様に 成事実を正式にうやうやしく表現しているだけである。 君の王権で、 でそれらを支配し、 近 要な三つの人物があつた。その一人は聖使徒の座の名儀人即ち使徒の頭たる聖ペテロの代理者で、この聖座の保持者に最 なかつたらしく、 て権威を失い、 ヌスに従えば当時のキリスト教会で実力者はシャールマンひとりだと言うわけである。 は罪をこらし、誤りを糾し、泣く者を慰め、善人をはげます」(MG. Ep. IV, p. 288)と記しているが、要するにアル コンスタンティヌス六世の廃位とその母イレネの帝権簒奪を指す言葉であろう)は各地で噂になつて居ります。 のこの世の主君でありますが、 起つた出事事について貴君の好意は私に知らせて下さつたものです。 曽て七九九年六月アルクィヌスは陰謀事件についてシャールマンに書簡 わが主イエズス・キリストの御意がキリスト教徒の主君とならしめたもので、実力は前二者をしのぎ、 東方帝国の皇帝も姿が消えてしまつたのであるから、 迎えに出た姿を記して cum magna eum veneratione suscepit と言つたり、summa eum humili-権威でもその上に立つています。 この帝国の主君が外人によるのでなく、 キリストの教会の安全がかかつているのは今や貴君だけです。 何れにせよ、この実力者を迎えるローマ教皇の喜び様は並大底で 教会に対する安全の望みはただ一つだと称して、 仲間たる同国人によつて廃位された評判 その次に来るものは帝権の保持者で第二の (Ep. CLXXIV) を記し、「今まで世界には 確かに教皇は傷けられ逐い出され 最後は (これは 貴君 明智 1 貴 重

ルマンを接待した様である。

がシ 相は 壇に上り、司教と要人を前に宣誓することによつて身の証しを立てたと言う行動 (これが所謂 purgatio と呼ばれるもの) 誰 ティ なく、 を賛美している位であるから事情は皆目不明である。十二月二十三日聖ペテロで教皇が人々の面前で福音書をもつて説教 る 音に することも誣告を否認することも出事ない状態に直面させられたらしい。教皇は宣誓によつて自己の潔白を公示する以外 について裁判が行われる場合には全く別で、ローマ帝政下では教皇も免除されなかつたことは六五五年に死んだ教皇マル かれるが、 つて、原告の訴えはあつても支持するものはなく、聖職者が教皇を裁くことの無資格を主張する以上、 介な問題は教皇に加えられた傷害事件の調査であることを告げた。その場に居合せた大司教、介な問題は教皇に加えられた傷害事件の調査であることを告げた。その場に居合せた大司教、 何も出来なかつた。教会法では教皇が教会に対する優越権をもつことはないが、これまで教会が教皇を裁いたためしは も君主を裁くことは出来ない筈である。 十二月一日に開かれたワティカノ会議でシャールマンは凡てのものに自分がローマに来た理由を述べ、その主な最も厄 crimina adulterii P 如何なるものなのであろうか。これらの情報をアルクィヌスに伝えたアルノ自らは教皇の religiosa vita et iustitia ヌス一世の例を見ても明らかである。ここでは事態が更に変化して教皇はそのままローマ地方の君主なのであつて、 「神の 私を不具にしようとし、またひどい罪を私にきせていることか。この事件を問い糾すためにここに居られるカロ 1 五〇一年にも synodus palmaris は教皇シンマクスを裁くことを拒否した。 ル マンの意思と結びついていたものか何うかもよく分らない。「声高く表明された」(clara voce dixit—Lib. 教皇は誰にも裁かれない」と反対したらしいが、フランク王国の年代記によれば、少くとも裁判の真似(%) 教会の頭である聖使徒の座を裁くべきでない。古くからそうである様にわれわれも教皇代理も教皇によつて裁 言葉の内容は vel periurii (MG. 「親愛なる兄弟たちよ、 抑く教皇は如何なる非難の的になつていたのであろうか。 Ep. IV, p. 到る処で噂が吹聴されている。どんなによこしまな人々が私に謀 297) & de moribus apostolici しかし世俗の法廷で殺人、 (MG. 司教、大修院長等は異口同 Ep. IV, p. アルクィヌスの伝え 教皇は真実を証 姦通、 309) 事が

教皇領の中での教皇の主権が想像されるほど独立していないことが分る。教皇レオ三世の purgatio は教皇座に特別な光 自ら進んでするのです。教会法にあるのでもなく、 たのです。 何故なら、 天使の前に、 ス王即ち慈悲深く冷静な主君は、諸々の聖職者と要人をつれてこの都市に来られた。このことにつき、 彩を与えもしなければ、不快な記憶を残しもしない。 の事件を問いただすために」(propter quam causam audiendam)ローマに来たのである。 ーマ教会の教皇は誰にも裁かれず強いられず、 きまりとすることもないでしよう」(MG. Ep. V, pp. 63-64)と言うものであつた。ともかくシャールマンは 私の われらの目の前にあり、やがてわれらもその裁きをうける神が私の証しです。疑いをはらすために私はこれを われわれのいるこのバシリカの建てられている使徒の頭たる聖ペテロの前に、私は身の潔白を証言します。 せいにされているこれらの罪深い胃瀆のことがらを私は犯さなかつたし、また犯すことを命じもしなかつ 自ら進んで身を潔め、 私の後継者や司教である兄弟が、 おんみらの見ている前で、 聖なる教会の中でこれを前例とした 最近、 私の心を知り給う神と 出来上つたば 私レオ即ち聖なる __ こ

a Deo coronato magno et pacifico imperatori Romanorum, vita et victoria) と喝采したと言う。これは不意の る。帝位をめぐつて教皇と王の間に話がついていなかつたと見ることは寧ろ困難である。年代記は十二月を通じて毎日談 出来事ではなく Liber Pontificalis にしてもフランク王国の年代記にしても行事全部が予め打ち合わされた計画にもと づいていることを示している。教皇、 の一つであつた。Annales Laureshamensis a. 801 (MG. SS. I, 38) によれば帝位がフランク王に渡されたのは大会議 合された重大事項について多少神秘的な言いまわしをしている。教皇の復帰もその一つであり、 翌々日のクリスマスには王も聖ペテロのミサに列席し、祭壇の前にひれ伏した王が立ちあがると、教皇はその頭に冠を 列席者一同は「皇帝カロルス、神から冠をうけた偉大で平和を好むローマ皇帝に生命と勝利を」(Karolo August, 群集、schola cantorum から王に至るまで何れも自分の演ずべき役割を心得てい 傷害事件の調査もまたそ

らざる記録と言うべきものであろう。 会ものこさぬように固い同盟を結んだ、云々」と記されている記事など、ゲルマン人の歴史的登場に際しての看過すべ帝の称号をうけたので、自分らから帝権を奪おうとしているのではないかとひどく疑い、自分らの間には何んな衝突の ンハルドスの記述をそのまま信ずるとすれば、同じ筆者の伝えるもう一つの事情即ち当時のローマ人とギリシア人とがフを辞退せねばならぬ立場にあり、八〇〇年の戴冠式ももしその計画を予知していたら教会に入らなかつたろうと言うエイ Anskarii Vita Villehadi, 5 (MG. SS. II, 381) にも見られる。シャールマンが東方皇帝に対する遠慮から皇帝の称号(教皇の purgatio のあつた十二月二十三日の会議しか考えられない)であつた。会議が帝号をささげたと言う記事は ランク人の勢力の伸張に脅えて「フランク人を友としても隣人にはしない」と言い合つていたことや「事実カロルスが か

推測し得る。 よつて占められていた。折しもローマにはイエルサレム総大司教から派遣された二名の修士が聖墳墓の鍵と旗とをもつて(ધ3) 国との外交上の困難を別とすればシャールマンを取り囲む当時の西方にはむしろ常識的に当然のことと思われたらしい。 や Imperator の称号を固辞したほど東方皇帝から憎まれた様であるが、シャールマンが帝位につくと言うことは東方帝 まで教皇とフランク王とはアルプスを挾んで半世紀に亘る協力を重ねている。既述の如くシャールマンは初め 来ている。確かに教皇が積極的な姿勢をとる戴冠式よりも他の方法をシャールマンが希望したかもしれないことは容易に 盍しコンスタンティ は晩年になつてシャールマンがひとり生き残つた王子ルドウィクスに命じて王子自身の手で祭壇から冠をとり、 何れにせよ八○○年のクリスマスの戴冠式に於ける主役はまぎれもなく教皇である。教皇が新しい皇帝を生んだこの日 さりとて彼が皇帝の称号を厭うたのでもなく、教皇でなければ皇帝が出来なかつたと言うわけでもない。 ノポリスにあるものを正統の帝位と呼んだとしても、それは当時、 女帝イレネ(七九七~八〇二)に Augustus 戴冠さ

せている事実からも断言し得る。ともあれ八○○年のクリスマスにシャールマンが教皇によつて戴冠させられたことが、 つの忘れ得ぬ前例になつて、西方に於ける新しい時代の開幕になつたことは否定出来ない。

人々が内外の危機に直面して結束を固めたと言うわけでもない。 ないし、 しかしながらそれは西方に於けるキリスト教的社会の成立を云々出来るほど各地の教会や修院が充実していたわけでも キリスト教文化世界の統合と言われるほど文化活動が復活していたわけでもない。キリスト教信仰をともにする

(語) が訴えに於て各地の教会を動かすに足らぬとすれば、この協力は難航せざるを得ない。それは体制の矛盾と言うことになが訴えに於て各地の教会を動かすに足らぬとすれば、この協力は難航せざるを得ない。それは体制の矛盾と言うことにな しみ、 勢力と結びつくことによつて立場が強化される。教皇と国王の協力はやがて教皇と皇帝の結びつきにまでなる。それでも キリスト教精神による結びつきを安易にうたうことは出来ない。 としていたが、 る力を得たことは局面を展開させた。そのままでは所詮その周囲の勢力にほんろうされる危険があつたローマもフランク ン下流域に根を下す地方豪族にすぎないカロリンガ朝がローマと結びつくことによつて全フランク王国の教会に呼びかけ 古代ローマ帝国 ローマ教皇はカロリンガ朝の父子相剋に悩まされるであろう。 ローマ教会を中心とする反撥力がアルプスの彼方のフランク王国と結びついて甦えつた。実質的にはライ の崩壊後、 しばらくは北イタリアにその余映があつた。それもロンバルド族の進展によつて消え去ろう カロリンガ朝の諸王はこれからキリスト教会の権威に苦 なお且つ王が実力に於て地方豪族 の域を出ず、

つた。 帝の支配する都市なのである、聖ペテロの使徒の座を継承するものがその加冠によつて皇帝を生み出したのであるから、 かにそれは誰の眼にも明らかな教会と国家の最高の姿での結合であつた。これまでのコンスタンティノポリスでも総大 ともあれ古代ローマ帝国再興の夢がフランク王国によつて再現したことは東方帝国も無視することの出来ない事実であ マの patricius が皇帝となることによつて、これまでの曖昧な実情が消え去つた観がある。(18) 元来、口 ーマは皇

まに 訪ね 大切 テロ 皇がアルプスを超えたのも、 立てられ、 司教が新しい皇帝の戴冠式をするのがあたり前のことであつた。と言うのも総大司教は事実上、皇帝の傀儡で、帝意のま には選択をゆるさない事情があつて行動されたものの如くである。 た結果などではない。 の書かれた約束も取りきめもなかつたが、教会と国家はこれによつて固く結ばれた。 動く従者にすぎず、いわばその宮廷司祭にすぎなかつたから、要するに戴冠式の盛儀要員たるにとどまつたのであろ たのは僅か四度しかない位であるから、教皇はその点からも断じて宮廷司祭ではあり得なかつた。(g) (g) ところが西方では事情が全く異り、 教皇も国王も皇帝もそれぞれ周囲の事態に追いつめられて必死な覚悟で行動していることを正視せねばなるまい。 教皇と国王の結びつきが教皇と皇帝の結びつきになるまでのことは単なる偶然とか或は事件の展開 の座を自分の力で安全に守るばかりか、 ならない いたたまれずにアルプスを超えているし、 漸くアルプス以北のフランク王国と連絡して事態の安定を生み出したのであるが、その王シャール ほど真摯 宗教的権威を政治的に利用するとか、 なおまた各時代に最もよく自己を生かそうとした人々の営々たる努力のつみ重ね な賭けがそこには認められる。 国王がイタリアに下りたのも、またロ 東方皇帝に置き去りにされたローマがロンバルド人を始めとする地方勢力に追い 自分の財力で他のどの教会よりも美しく飾り、 国王も厄介な東方帝国との対決を覚悟しなければアルプスを超えられ 教皇のアルプス超えもシャールマンのローマ巡礼も単なる政略に 政治的権威を宗教的に活用するとか言う封建時代の常識で説明され 彼はローマ市を重んじていたのに統治四七年間を通じてロ 何れもすき好んでしていることではない。教皇は ーマへの巡礼も、 事態の動きがここに到 帝位の戴冠式も何かしら当事者の 豊かにすること以上に自分の この戴冠式には何 による産物でもな から偶発的に生じ る経過を見る マンは聖 か

キリスト教的と呼ばれる世界とすれば、そのキリスト教的 な地盤の生成がこの様な記録 の上に立つものであ

(三六七) 二九

defensio ecclesiarum Christi…Ep. 177-MG. Ep. IV, p. 292) と絶賛しないでいられない。同様な表現はアルクィ recumbit…Ep. 174—MG. Ep. IV, p. 288)、「キリスト教徒の中にある聖なる神の教会は貴君によつて導かれ高められ 際して既に決定的な行動をとろうと心の準備をしていたと見る人々も少なくないのである。既述の如くそれは回教圏に対際して既に決定的な行動をとろうと心の準備をしていたと見る人々も少なくないのである。既述の如くそれは回教圏に対 保たれるように」(Per te sancta Dei ecclesia in populo christiano regatur, et conservetur—Ib. と記し、ad decorem imperialis regni vestri (Ep. 121-MG. Ep. IV, p. 177) と記しているのである。「見よ、キリ よりも遙か前にアルクィヌスはシャールマンに対し christianum tueatur imperium (Ep. 177-MH. Ep. IV, p. 292) 冠をうけたのはローマでは寧ろ予期されていたことの実現であり、既に教皇レオ三世の建造したラテラノ宮の triclinium るほど当時の西方の教会の体制がととのつていたのではないことを無視してはならぬし、また回教圏そのものにも当時は れたのであるから、一般が回教問題に無関心だつたわけではない。しかし回教問題に対抗して自分等の間にまとまりを見せ ていたし、スペイン教会はトレド司教エリパンドスを囲んでキリスト猶子説を固執し、南仏には屢く回教徒の侵入も見ら する意識などと全く無関係に成立していると言うことも銘記すべきである。シャールマンのスペイン経営は難航をつづけ Augustus として見出し得るのである。されば史家の中にはシャールマンが周囲の人々と見解を一にし、ローマへ赴くに スト教会の安全は凡て貴君だけにかかつているのです」(Ecce in te solo tota salus ecclesiarum Christi inclinata ることを看過してはなるまい。 な観念をもつていたかどうかも疑わしい。現実に教会を守ることの出来る実力者としてのフランク王が聖使徒の座から帝 内紛が絶えなかつたことも想起すべきである。更にまたシャールマンが古代ローマから伝承した皇帝の権力について正 ヌスに限らず、七九九年夏に出来た詩歌 Karolus Magnus et Leo Papa, v, 332, 406 (MG. SS. II, p. 399, 400) にも ャールマンに向つて呼びかけるアルクィヌスはやがて教皇の苦衷を救つた王に 対して「あゝキリスト教会のまもり」(〇 ローマに使徒の座をもつ教会の救いは確かにシャールマンの双肩にかかつていた。(氮)

鍵を、 めぐつて手を握ることの出来た感激のしるしであつた。 (亞) として表現しているのである。しかしそれはキリスト教的理想の世界を描いたものではない。新しい時代が聖使徒の座を マンに旗を渡している場面を示している。そこではシャールマンを偉大なキリスト教的皇帝、新しいコンスタンティヌス (大広間) のモザイコにもその思想が表現されていることを最後に指摘したい。それは一方に於てキリストが聖ペテロ コンスタンティヌスに旗を渡す姿を描くとともに、他方に於て聖ペテロが教皇レオ三世に pallium を、 シャ 1 に

ル

註

1 三二年のアラブ人はポアティエを占領していないことも確認し dépendance, 1939, pp. 10~17) も回教徒のことを西方に侵入 明かにした通りである(La conquête de la Méditerranée ておきたい (M. Garaud, Note sur la cité de Poitiers à した人々の中で最も危険の少いものであつたと述べている。七 Bloch (La Société Féodale, la formation des liens de Phistoire du Moyen Age, 1950, pp. 337~342)。また M par les occidentaux aux XIe et XIIe siècles-A travers ることは一九二六年 L. Halphen がケンブリッジでの講演で 深刻な打撃をうけるのはむしろ十一世紀のトルコ人の進出によ その擾乱も否定すべからざる現象である。しかし地中海経済が 済の重要性は周知の事実で七一九世紀のアラブ人の進出による Charlemagne, 1922 以来、古代から中世にかけての地中海経 \sim 276—MG. SS. I, p. 506 Ermoldus Nigellus, In honorem Hludowici, IV, 275 H. Pirenne, Mahomet et

(2) 回教徒は八四六年八月二十三日、ティベル河口に上陸した。 Age dédiés à la mémoire de Louis Halphen, 1951, p. 273) 逆に大打撃をうけた (Liber Pontificalis, II, p. 104, n. 38)。 壁をぬくだけの兵力をもたなかつたのでローマを断念して南下 兵がティベル左岸で漸く勝利をおさめた。回教徒はローマの城 している。聖パウロのバシリカも掠奪された。カンパニアの民 したが敗走してしまつた。フランク勢も馳せ参じたが忽ち潰走 して掠奪した。ローマ側は 海賊の本隊はティベル右岸を遡り、聖ペテロのバシリカを占領 河口の Porto も Ostia も住民が逃亡して無抵抗であつた。 つき、それが北阿に着く前に暴風で難破している。八四七年に 着しようとしたものもあつたが、やがて戦利品をつんで帰路に 悲劇にはならなかつた。回教徒の中にはベネヴェント公領に定 Napoli と Amalfi から北上した艦隊の動きで幸いそれ以上の した。スポレト公の部隊がこれを追つて陣地を襲撃したものの l'époque mérovingienne—Mélanges d'histoire du Moyen Porto まで外人部隊の精鋭を派遣

された。 回教徒駆逐の遠征軍が成立し、回教徒は漸くイタリアから追放

- (3)「使徒の座に仕えることに」(in servitio apostolicae sedis)生き且つ死のうとしている。cf. Kleinclaus, Charles Martel et Pépin le Bref ―Lavisse, Histoire de France, 1911, II, I. pp. 262~266.
- (4) persecucionem et oppresionem gentis Langobardo-rum—codex Carolinus 1 (MG. Ep. III, pp. 476~477) ロンバルド人の残虐性については既にその噂さがフランク王国に及んでいた(Fredegarius, chronica, IV, 71—MG. SS. rer. Merov. II, pp. 156~157)。 それが Liutprandus の出現まで約一五〇年間、内訌で気勢がそがれたとは言うものの、ローマにはいつも厳しい圧迫をゆるめてはいない(A. Breyton, La conquête franque en Lombardie, 1890—Mélanges carolingiens par Bardot, Pouzet Breyton, p.9)。
- (ω) Codex carolinus 2—MG. Ep. III, pp. 477~479.
- (ω) S. Bonifatii et Lulli Epistolae 50—MG. Ep. III, pp. 298~302.
- 議を開き (MG. LL. Capit. I, pp. 28~30)、同年カルロマン 議を開き (MG. LL. Capit. I, pp. 1~4; cf. Héfélé-Leclercq, H. C. III, p. 818ff.)、ピピヌスも七四四年三月二日スワソンで同じ会 では、 Pp. 28~30)、同年カルロマン

Leptines で全ガリアの会議が開かれている (MG. LL. Capit. ススも もう一度会議を開い ている。七四五 年三月には 恐らく

- (8) 七四六年、Metropolitani の権力について教皇に相談している(codex carolinus 3—MG. Ep. III, pp. 479~487. cf. Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands, 1950, I, p. 570, 578, II, p. 8ff.
- (9) ut consulerent pontificem de causa regum, qui illo tempore fuerunt in Francia, qui nomen tantum regis, sed nullam potestatem regiam habuerunt—Einhardi Annales a. 749 (MG: SS. I, p. 137) 名目上の支配者が別にあつて統治しているのは自分であると言うのはピピヌスのみならず教皇も同様で、東方勢力はそのころ何のたよりにもならなかつた(G. L. Burr. The Carlovingian Revolution, and Frankish intervention in Jtaly—Cam. Med. His. II, p. 577).
- (2) melius esset illum regem vocari qui potestatem haberet, quam illum, qui sine regali potestate manebat —Annales Laurissenses a. 749 (MG. SS. I, p. 136).
- (日) ut non conturbaretur ordo per auctoritatem apostolicam iussit Pippinum regem fieri—Ib.
- (2) secundum morem Francorum electus—Ann. Laur. a. 750 (MG. SS. I, p. 138), more Francorum elevatus—

Ann. Ein. a. 750 (MG. SS. I, p. 139).

- (21) Pfister & Ganshof, Le regne de Pépin le Bref-Glotz, His. du Moyen Age, I, p. 407.
- (五) M. Bloch, Les rois thaumaturges, 1924, pp. 68~69 461.
- 帯をつけたものである。 たるものは槍を手にして、王権のしるしたる絹もしくは麻の冠(15) この gyratio と言う式は普通三度くりかえされて後、王
- (16) L.-M. Hartmann (Italy under the Lombards—Cam, Med. His. II, p. 207) はロンバルド人が少数民族であつたことから混血による効果を意識してねらつたと述べている。同じを飾つた名著であるが、著者の死によつて十世紀までの叙述しかないが、II, II, p. 176ff. はロンバルド人の変遷を物語つている。
- I, p. 444).
- ($\stackrel{(a)}{=}$) Codex carolinus 4,5—MG. Ep. III, p. 487 \sim 488.
- (9) ex militiae optimatibus—Vita Stephani II, 19 (Lib. Pont. I, p. 445.
- (2) L. Duchesne, Les premiers temps de l'état pontificale, 1911, p. 55.
- キリスト教世界の成立について キリスト教世界の成立について

- ―も存在しなくなる。(2)ともかくこれから総督もローマ公―末期には同一人の称号
- (A) Einhardus, Vita Karoli Imperatoris, VI (MG. SS. II, pp. 445~446); Vita Hadriani, 41~42 (Lib. Pont. I, p. 498); Codex carolinus, 6~7 (MG. Ep. III, pp. 488~493); cf. Hauck, op. cit. II, pp. 23~24.
- (25) これはカルロマンヌスの子に対する配慮でもあつたと言われている。Vita Stephani II, 27~28 (Lib. Pont. I, p. 448) はこの動きを年の初めにおいている。De unctione Pippini Regis nota monachi S. Dionysii (MG. SS. XV, p. 3).

(三七二) 三三

- (%) Codex carolinus, 6~7 (MG. Ep. III, p. 488~493), Jaffé, Regesta Pontificum Romanorum, I, 2322, 2323.
- (건) Codex carolinus, $6\sim7$ (MG. Ep. III, pp. $488\sim493$).
- (☆) Jaffé, op. cit. I, 2325, 2326, 2327.
- (空) 第一は Codex carolinus, 8 (MG. Ep. III, pp. 494~498) 第二は Codex carolinus, 9 (MG. Ep. III, pp. 498~500)′ 第三は Codex carolinus, 10 (MG. Ep. III, pp. 501~503) である。
- (\Re) Vita Stephani II, 43~45 (Lib. Pont. I, pp. 452~453).
- (云) L.M. Hartmann, op. cit. II, II, pp. 219~220, 242~243; Hauck, op. cit. II, pp. 28~32.
- (%) Ravenna, Arimino, Pensauro, Conca, Fano, Cesinas, Sinogalias, Esis, Forumpopuli, Forumolivi cum castro Sussubio, Montefeletri, Acerreagio, Montelucati, Serra, castellum sancti Marini, Vobio, Orbino, Callis, Luciolis, Egubio, seu Comiaclo, necnon et civitatem Narniensem, quae a ducato Spolitino parti Romanorum per evoluta annorum spatia fuerat invasa—Vita Stephani II, 47 (Lib. Pont. I, p. 454).
- Jaffé, op. cit. I, 2335; Codex carolinus, 11 (MG. Ep. III, pp. 504~507).
- (3) Codex carolinus, $13\sim17$, $19\sim21$ (MG. Ep. III, pp. $508\sim517$, $519\sim524$).

- 題にしている。 (S) Héfélé-Leclercq, H. C. III, pp. 917~921, 934~943 この(35) Héfélé-Leclercq, H. C. III, pp. 917~921, 934~943 この(35)
- (%) Jaffé, op. cit. I, 2339; Codex carolinus, 15 (MG. Ep. III, p. 512).
- (%) Einhardus, Annales a. 768; Annales Laurissenses a. 768 (MG. SS. I, pp. 146~147).
- (榮) Jaffé, op. cit. I, 2380; Codex carolinus, 44 (MG. Ep III, pp. 558~560).
- II, p. 453) この結婚は間もなく解消した。(3) Einhardus, Vita Karoli Imperatoris, 18 (MG. SS
- (♥) Jaffé, op. cit. I, 2374; Codex carolinus, 98 (MG. Ep. III, pp. 649~650).
- (41) Jaffé, op. cit. I, 2375; Codex carolinus, 99 (MG. Ep. III, pp. 650~653); Vita Stephani III, 1—14 (Lib. Pont. I, pp. 468~472)。L. Halphen (Etudes sur l'administration de Rome au Moyen Age 1907, p. 14) やL. Duchesne (op. cit. p. 95) によると十二世紀までローマ周辺の貴族は十二箇の scholae (或は numeri 乃至 bandi)に分れ、各 schola の指導者は patronus (後の decarco—Lib. Pont. II, p. 253 n. 7) と呼ばれ、ティベル左岸のローマの守備についていた。この他 insulani と Trasteverini の二つの scholae とギリ

元首でもあつた。 52, 85), domestici, optiones などがいる。教皇ステファヌ がて裁判長になるもの — L. Halphen, op. cit. pp. 40, 42~ scholarum, primicerii(記録係の長官で所謂第一書記からや rius, comes, tribunus などが上にいて、その下に patroni bardi) の scholae もあり、大本営は Palatino 丘にあつた 聖ペテロを守る外人部隊(Saxoni, Frisones, Franci, Lom-は教皇がとり、民兵も教皇の命令によつて行動することになる。 Romanorum の名がフランク王に与えられている。統治の責任 つまり Ecclesia Dei の元首は Respublica Romanorum の ス二世の時からローマ公は居らず、それまでにない Patricius (Lib. Pont. II, p. 36, n. 27; p. 386, n. 1)° dux, cartula-シア人の schola Graecorum もあつた。また何の防壁もない

- 42 op. cit. I, 2376 この時の書簡は残存せず、内容は Vita Ste-ローマの秩序再建に諸司教の派遣を乞うている —Jaffé
- 43 phani III, 17 (Lib. Pont. I, p. 473). Vita Stephani III, 17 (Lib. Pont. I, pp. 473~474).

44

教」(archiepiscopus provinciae Galliarum) と呼ばれてい

昔 Nomentum 司教であつた人で、「全ガリア教区の大司

(4) Vita Stephani III, 17 \sim 18 (L1b. Pont. I, pp. 474 \sim 5); Mansi, Concilia, col. 713~721; Héfélé-Leclercq, H. C III, pp. 730~737

キリスト教世界の成立について

- (46) Vita Stephani III, 19 (Lib. Pont. I. p. 475) この時 を告白したと伝えられている(Vita. Stephani III, 20—Lib. Constantinus II の管掌に関する文書は一切焼却されたと言 を送るべきことが決議された (Lib. Pont. I, p. 483, n. 50). Pont. I, pp. 475~476)。Constantinus II は痛悔の中に余生 うから、この事件についての史料は湮滅したわけで、教皇をはじ を唱え、Constantinus II の手から Communio をうけた罪 めその場に居合せた凡てのものが地にひれ伏して Kyrieleison
- (47) Lib. Pont. I, p. 483 n. 52.
- 48 Codex carolinus, 45 (MG. Ep. III, pp. $560\sim563$).
- $\stackrel{\frown}{49}$ $251 \sim 253$ 564~565, 566~567); L.-M. Hartmann, op. cit. II, II, pp. Codex carolinus, 44, 46, 48 (MG. Ep. III, pp. 558~560, Annales Mosellani a, 770 (MG. SS. XVI, p. 496);
- (5) Jaffé, op. cit. I, 2386; Vita Stephani III, 28~33 (Lib. II, II, pp 253~257; Hauck, op. cit. II, pp. 80~82; L. Pont. I, pp. 478~480; 484, n. 58); Codex carolinus, 48 (MG. Ep. III, pp. 566~567). L.-M. Hartmann, op. cit. Duchesne, op. cit. pp. $128\sim131$.
- 51 Vita Hadriani, 16~23 (Lib. Pont. I, pp. 491~493).
- (2) Ann. Lauris. a. 773, Ann. Einh. a. 773 (MG. SS. I pp. $150 \sim 151$).
- 53 Vita Hadriani, 24~25 (Lib. Pont. I, pp. 493~494);

三五

L. Duchesne, op. cit. pp. 134~143; L.-M. Hartmann, op. cit. II, II, pp. 257~267; Hauck, op. cit. II, pp. 72, 83~84.

- (4) Vita Hadriani, 26~28 (Lib. Pont. I, p. 494).
- (5) Col de Grand St-Bernard と Mont-Cenis を超えた(5) Col de Grand St-Bernard と Mont-Cenis を超えた
- (5) Vita Hadriani, 35 (Lib, Pont. I, p. 496).
- 王の例もあり、かなり警戒していたのではないかと思われる。みたものではなかつた。事実上、教皇としては前のロンバルドであつたらしい。この度の歓迎はフランク王に対して特別に試六哩まで出てコンスタンス二世を迎えた例があり、もつと盛大(5))皇帝の場合には六六三年教皇ウィタリアヌスがローマの北(5)
- (☆) L.-M. Hartmann, op cit. II, II, p, 269; Hauck, op. cit. II, pp. 84~86.
- (\mathfrak{S}) Vita Hadriani, $41\sim42$ (Lib Pont, I, p. 498).
- (%) a Lunis cum insula Corsica, deinde in Suriano, deinde in monte Bardone, id est in Verceto, deinde in Parma, deinde in Regio; et exinde in Mantua atque Monte Silicis, simulque et universum exarchatum Ravennantium, sicut antiquitus erat, atque provincias Venetiarum et Istria, necnon et cunctum ducatum Spolitinum seu Beneventanum—Vita Hadriani, 42 (Lib.

Pont, I, p. 498).

- Sardinia も上つていない。 Sardinia も上つていない。 Puglia) は含まれず、Sicilia と
- (%) Jaffé, op. cit. I, 2408, 2414, 2416; L. Duchesne, op. cit. pp. 155~156.
- (6) Jaffé, op. cit. I, 2338, 2358, 2408, 2467; L. Duchesne, op. cit. pp. 149~154; donatio Pippini は確かにイタリアの中心をラヴェンナからローマに移すものであつたから、ラヴェンナの人々が iugum Romanorum servitutis (ローマ従属のンナの人々が iugum Romanorum servitutis)
- (②) Jaffé, op. cit. I, 2415, 2418, 2419, 2420; Codex carolinus, 52, 54, 56, 57 (MG. Ep. III, pp. 573~574, 576~577, 580~583).
- (6) Ann. Lauris. a. 778; Ann. Einh. a. 778 (MG. SS. I, pp. 158~159).
- (%) Jaffé, op. cit. I, 2423, 2424; Codex carolinus, 60~61 (MG. Ep. III, pp. 585~589).
- (6) Codex carolinus, 62~64 (MG. Ep. III, pp. 589~592).
- (%) Codex carolinus, 65 (MG. Ep. III, pp. 592~593).
- (②) Ann. Lauris. a. 781; Ann. Einh. a. 781 (MG. SS. I, pp, 160~161).
- (은) Theophanes, Chronographia a, 6274-PG. CVIII; Ann.

op. cit. II, II, pp. 291~292 hamensis a. 781 (MG. SS. I, p. 31). Mosellani, a. 781 (MG. SS. XVI, p. 497); Ann. Laures L.-M. Hartmann

(元) Jaffé, op. cit. I, 2433, 2434, 2436, 2440; Codex caroli pp. 68~70) はその精神を十分に伝えている。 点で七八一年は教皇領史の重大な時期とも言うべきであろう。 この新しい事態即ちイタリア王としてのフランク勢力の前に一 くとも七七四年の donatio の大きな見通しとはくらべものに **~四年冬にローマで抱かれた大きな希望からは距離があり、少** であるし、小国であらねばならない、と言うことになる。この つの諦観をもつた様で、これからの教皇領と言うものは小国家 の書簡を暗くしていた度重なる要求を繰返さなくなる。教皇は てから、教皇ハドリアヌスのフランク王への書簡は、これまで ならない。奇妙なことに七八一年シャールマンがローマを訪れ ポレト公領は少し切りとられた。しかしこんなことでは七七三 この決定によって教皇領はティベル中流域を越えて、まだ新し Pii cum Paschali Pontifice—MG. LL. II, I, pp. 352~5)° nus, 69~72 (MG. Ep. III, pp. 598~603)。この事件は七八 い領地に入つていない Riéti の方までのびた様である。またス 一~二年を通じて規正された(八一七年の Pactum Hludovici Capitulatio de partibus Saxoniae (MG. LL. II, I,

 $\widehat{72}$

(智) Jaffé, op. cit. I, 2451; Codex carolinus, 76 (MG. Ep. III, pp. 607~608)

- 74 III, pp. 609~610). Jaffé, op. cit. I, 2450; Codex carolinus, 78 (MG. Ep.
- 75 75 III, pp. 604~605). Jaffé, op. cit. I, 2439; Codex carolinus, 74 (MG. Ep
- 76 pp. 168, 170~172). Ann. Lauris. a. 787; Ann. Einh. a. 787 (MG. SS. I.
- II, II, pp. 289~293 (六) Pfister & Ganshof, Le regne de Charlemagne jus qu'au rétablissment de l'Empire en Occident-Glotz His. du Moyen Age, I, p. 425; L.-M. Hartmann op. cit
- 78 II, pp. $90\sim95$; L. Halphen, op. cit. pp. 17~18, 34~35. Pfister & Ganshof, op. cit. p. 428; Hauck, op. cit.
- (?) Jaffé, op. cit. I, 2467, 2478
- 80 Jaffé, op. cit. I, 2413, 2442, 2478
- 81 796 (MG. SS. I, p. 183) subjectionem per sacramenta firmaret-Ann. Einh. a mitteret, qui populum Romanum ad suam fidem atque Rogavitque ut aliquem de suis optimatibus Romam
- 82 同じ精神かもしれない―L. Duchesne, op. cit. pp. 166~168 或は capitulare missorum (MG. LL. II, I, p. 66) と
- 83 Vita Leonis III, 10 (Lib. Pont. II, pp. 3~4).
- 84 Alcuinus, Epistolae 159 (MG. Ep. IV, p. 258)
- Jaffé, op. cit. I, 2424 によればパスカリスは七七八年か

- ら primicerius であつた。七九八年四月二十日の教皇書簡(Jaffé, op. cit. I, 2498)でも primicerius である (Lib. Pont. II, p. 36 n. 18)。ところが Ann. Einh. a. 801 (MG. SS. I, p. 189) では nomenculator と記されている。L. Halphen (Etudes sur l'administration de Rome du Moyer Age, 1907, p. 93)はこれを恐らく誤認であろうとしている。カンプルスは sacellarius (Vita Leonis III, 11—Lib. Pont. II, pp. 4, 36, n. 18) で、この人は八〇一年シャールマンによつて処罰された(Ann. Einh. a. 801—MG. SS. I, p. 189)。
- (%) visum recepit et lingua ad loquendum illi restituta est—Vita Leonis III, 13 (Lib. Pont. II, p. 5).
- 冠を与える約束をしたものとしている。 rum Neapolitanorum, XLVIII (MG. SS. rer. Lang. p. 20時の会談の内容は余りよく分らぬが Gesta episcopo-
- (%) Vita Leonis III, 19, Qui Romani—Lib. Pont. II, p.
- (\mathfrak{S}) Vita Leonis III, 17 (Lib. Pont. II, p. 6).
- (S) Alcuinus, Epistolae, 174 (MG. Ep. IV. pp. 287~289).
- (気) Alcuinus, Epistolae, 179 (MG. Ep. IV, pp. 2%~297).
- Alcuinus, Epistolae, 179 (MG. Ep. IV, p. 297).
- (ℜ) Alcuinus, Epistolae, 184 (MG. Ep. IV, pp. 308~310).

- (점) Einhardus, Vita Karoli Imperatoris, 17 (MG. SS II. p. 452).
- (5) Vita Leonis III, 21 (Lib. Pont. II, p.7); Ann. Lauris a. 800; Ann. Einh. a. 800 (MG. SS. I, pp. 188∼189).
- (6) Vita Leonis III, 21 (Lib. Pont. II, p. 7).
- を通じて立派に前例が作られたことになる。
 四)がルイ敬虔王のために同じことをさせられて居り、九世紀(98) これは一代おいて後の教皇パスカリス一世(八一七~八二など全くシャールマンの意思が圧倒的であつたと見ている。
- (99) Vita Leonis III, 23 (Lib. Pont. II, p.7); Ann. Lauris. a. 801; Ann. Einh. a. 801 (MG SS. I, pp. 188~189) この時、おこなわれた儀式はたしかにコンスタンティノポリスで三ろ。即ち四五七年はじめて総大司教アナトリオスがレオ皇帝(四五七一四七四)に用いてから幾度かくりかえされたものであるには総大司教が君主のために唱える祈禱、戴冠、執行者による新帝の adoratio が含まれていた。九世紀の人である Theophanes (chronographia a. 6289—PG. CVIII) によると、この時、教皇はシャールマンに予め全身に香油をぬつたと言っているが、西方の史家は何も語つていない。ただ戴冠式後 Vita Leonis III, 24 (Lib. Pont. II, p.7) によると教皇は王の長

であろう。 子カロルスに香油をぬつているから、これを父とまちがえたの

- I'église VI, p. 162)は十二月二十三日の会議がこの重大事以外に何を語り合うことがあったかと疑問を述べている。更にAmannはこの重大事の提議が教皇によってか、王によってか、何れがイニシアティブをとったか、だけが問題であろうと述べ、それは現地にもいなかった Alcuinus をも含めて当時一流の顧問をもつ王の側から出たにちがいない、シャールマンはその様な重大な動きを外部から来るにまかせておく様な人ではなかったし、一年半も苦境に追いまわされていた教皇がその様な別目にあった教皇だからこそ積極的な自分の謝意を表明するととして進行し、遠い東方帝国の思惑など問題にする必要はないと考えさせたかもしれないのである。
- が王のものであつたとしても、当時の王の行動とは全く遊離したのである戴冠式についての無責任な、気まぐれな、言いわけ原因である戴冠式についての無責任な、気まぐれな、言いわけ原因である戴冠式についての無責任な、気まぐれな、言いわけい、少くともテクストに関する限りは後からの本物か見せかけか、少くともテクストに関する限りは後からのは、エインハルドスの伝えるシャールマンの不満と言うものは

たものでしかないのは Halphen の研究以来、万人の認めるとたちのでしかないのは Halphen の研究以来、万人の認めるとtoris, 28 (MG. SS. II, p. 458) の記事はまだ十分に後世の史家によつて解釈されているとは言い難く、文献史料に関する限り解き難き謎であることは Th. Hodgkin (Charles the Great, 1897, pp. 201~202), H. W. C. Davis (Charlemagne, 1900, pp. 187~188) 以来かわりはない。

- (≌) Einhardus, Vita Karoli Imperatoris, 16 (MG. SS. II, pp. 451~452).
- Annales Laureshamenses, a. 801 (MG. SS. I, p. 38) Annales Laureshamenses, a. 801 (MG. SS. I, p. 38) この女帝は東方に流行していた聖画像破壊の動きに反対の立場をとつていた人であるが、策略によつて自分の子であるコンスタンティヌス六世をとらえ、盲目にさせて自分が帝位についたほどの野心家であつた。この女帝との婚約こそシャールマンのほどの野心家であつたかもしれぬと L. Duchesne (op. cit. p. 177)は想像している。何れにせよシャールマンの使節は八〇二年初にコンスタンティノポリスに到着していたから、八〇二年十初にコンスタンティノポリスに到着していたから、八〇二年十月三十一日に起った革命で女帝が失脚し、Nicephorus が新帝になる悲劇を見聞したらしい(Theophanes, Chronographia a. 6295—PG. CVIII; Ann. Einh. a. 803—MG. SS. I, p. 191).
- したと解釈する史家は多い(Pfister & Ganshof, Le rétablis-(い) シャールマンが東方帝国に対する配慮から他の機会を希望

キリスト教世界の成立について

- 以後の四章は削除し、焦点をぼかした憾がある。としては有名な H. Fichtenau, Das Karolingische Impe-としては有名な H. Fichtenau, Das Karolingische Impe-としては H. Fichtenau, Das Karolingische Impe-として H. Fichtenau, Das Karolingische Impe-
- (第) L. Halphen (Charlemagne et l'empire carolingien, 1949, p. 130) は Annales Einhardi a. 801 (MG. SS. I, p. 189)が「patricius の称号をやめて皇帝と呼ばれることになつた」(omisso Patricii nomine, Imperator et Augustus apellatus)と記している点を強調している。
- (語) Einhardus, Vita Karoli Imperatoris, 27 (MG. SS. II, p. 457) 皇帝はもつと素朴に国家と教会を同一化し、神から紹事の管理を委ねられたものとして教会を保護し、信徒を守らねばならぬと言うことを自分勝手に思い込んでいた様である。少くともこうした新しいキリスト教帝国の思想は Waitz (Deutsche Verfassungsgesch. III, pp. 201~203), Doellinger (Das Kaiserthum Karls d. Gr. pp. 337, 351), Gregorovius (Gesch. der Stadt Rom. II, pp. 497~498), Giesebrecht (Gesch. d. deutsch. Kaizerzeit, I, I, pp. 123~124) 以来、シャールマンについて一般化されているが、123~124) 以来、シャールマンについて一般化されているが、如何なる

三七八)四〇

点で成功し、また破綻を見せているか、にある。

- \$) Alcuinus, Epistolae, 171, 174 (MG. Ep. IV, pp. 281~283, 287~289).
- (語) Pfister & Ganshof, op. cit. I, p. 457; J. Calmette. Charlemagne, sa vie et son ouvre, 1945, pp. 124~125.
- 頭にこの写真をのせている。 要な資料である。H. W. C. Davis, Charlemagne, 1900 は巻のこれのモザイコは今日ありし日の姿をしのぶことの出来る重